

「動物衛生学 第2版」正誤表

	誤	正
2頁下から7行目	2006年には低病原性鳥インフルエンザ	2005年には低病原性鳥インフルエンザ
2頁下から4行目	2021年度には11道県25事例で	2021年度には12道県25事例で
9頁「表1-2」中ほど太字	1977(平成9)年の大幅改正	1997(平成9)年の大幅改正
11頁「表1-3」タイトル	表1-3 家畜伝染病の変遷	表1-3 監視伝染病の変遷
20頁～23頁「表1-5」および 24頁～25頁「表1-6」の 項目見出し	乳用牛の雌等 成牛 胎子・出生子牛 肉用牛等 成牛 胎子・出生子牛	乳用牛の雌等 胎子・出生子牛(内数) 肉用牛等 胎子・出生子牛(内数)
32頁下から17行目	[この法律の規制対象は、牛、豚、	[この法律の規制対象は、牛、馬(食用に供さないものは除く)、豚、
34頁下から8行目	ア、偶蹄類の動物、馬、鶏、ウズラ、ダチョウ、七面鳥、カモ目の鳥類、犬、ウサギ、およびみつばち(死体を含む)	ア、偶蹄類の動物、馬、鶏、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥、カモ目の鳥類、犬、ウサギ、およびミツバチ(死体を含む)
38頁上から16行目	特定家畜防疫指針が定められており、	特定家畜伝染病防疫指針が定められており、
38頁上から17行目	高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、	高病原性・低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、
47頁下から3行目	指定家畜の予防的殺処分(口蹄疫のみ)が	指定家畜の予防的殺処分(口蹄疫およびアフリカ豚熱)が
169頁下から11行目	(人:アフリカ睡眠病、家畜:ナガラ病)を	(人:アフリカ睡眠病、家畜:ナガラ病)を
170頁上から11行目	目が、胸穴類には、汎ケダニ目と汎ササラダニ目	目が、胸板類には、汎ケダニ目と汎ササラダニ目
173頁下から8～9行目	昆虫の性ホルモンや集合ホルモンを	昆虫の性フェロモンや集合フェロモンを
173頁下から1行目	蒸散剤、徐放剤、食餌剤(ペイト剤)など	蒸散剤、徐放剤、食餌剤(ペイト剤)など
207頁上から2行目	家畜など(8種):牛、めん羊、山羊、シカ、豚、鶏、	家畜など(9種):牛、馬(食用に供さないものは除く)、豚、めん羊、山羊、シカ、鶏、
268頁図10-5差替え		
268頁図10-5キャプション	図10-5 死亡廃用共済事故別頭数	図10-5 乳牛の雌等(胎子、出生子牛を除く)の死亡廃用共済事故別頭数
268頁図10-6差替え		
268頁図10-6キャプション	図10-6 疾病傷害共済事故別件数	図10-6 乳牛の雌等(胎子、出生子牛を除く)の疾病傷害共済事故別件数
435頁下から6行目	2108年にはアルジェリアのラクダで	2018年にはアルジェリアのラクダで